

令和4年度福祉医療貸付事業 予算の概要

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部

目次

I	福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画	1
II	貸付条件の改正（新規（拡充）事項）	2
III	貸付条件の改正（継続事項）	10
IV	貸付制度の見直し	13

I 福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画

(単位：億円)

区 分		令和3年度 予算額		令和4年度 予算額		対前年度 (建築資金等)	
		建築資金 等	コロナ	建築資金 等	コロナ	増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	1,770	4,601	1,408	2,966	△362	△20.5%
	資金交付	1,669	4,601	1,620	2,966	△49	△2.9%
医療貸付	貸付契約	1,100	10,389	1,182	3,130	82	7.5%
	資金交付	1,085	10,389	1,056	3,130	△29	△2.7%
合 計	貸付契約	2,870	14,990	2,590	6,096	△280	△9.8%
	資金交付	2,754	14,990	2,676	6,096	△78	△2.8%

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

- （1）感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置の創設
- （2）デジタル関連の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

◎ 福祉貸付事業

- （3）保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

◎ 医療貸付事業

- （4）複数医療機関の再編・統合に係る融資条件の優遇措置の創設
- （5）介護医療院に係る融資制度の追加措置及び融資条件の拡充

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

（１）感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置の創設

《取扱期間》
令和11年度まで

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、感染症対策を伴う施設整備の必要性が高まったことから、福祉貸付事業においては、感染者用の個室の設置や陰圧・空調整備等を伴う施設整備を行う社会福祉施設等、医療貸付事業においては、感染症専用外来や感染症病床の設置、陰圧・空調整備、動線確保などを伴う施設整備を行う医療施設等に対し、優遇融資を実施します。

【福祉貸付事業】

※ 太字下線部分を変更

区 分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
融資率	70～80%	<u>95%</u>
貸付利率	基準金利～基準金利+0.5%	<u>基準金利</u>

【医療貸付事業】

区 分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
融資限度額	500万円～12億円	<u>所要額の95%</u>
貸付利率	基準金利～基準金利+0.5%	<u>基準金利</u>

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

（２）デジタル関連の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

「取扱期間」
令和4年度まで

官民挙げたデジタル化の加速を受け、医療・福祉分野における国民の健康増進や医療・介護の質・生産性の向上、現場の働き方改革の一層の推進につながるよう、介護ロボット・ICTの導入等に係る優遇融資を実施します。

【福祉貸付事業】

※ 太字下線部分を拡充

区分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
対象施設	社会福祉事業施設	同左
貸付利率	貸付利率（※1） + 0.3%又は+ 0.5%（※2）	基準金利 + 0.3%又は+ 0.5%（※2） （据置期間中無利子）（※3）
無担保貸付	3,000万円	同左

（※1）基準金利+政策金利（+0.1~0.5%）

（※2）一定の利率を上乗せすることにより無担保限度額の引き上げの優遇を行う。

（貸付金額が500万円超2,000万円未満は0.3%、2,000万円以上3,000万円以下は0.5%）

（※3）据置期間中無利子は国庫補助等対象事業に限る。

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

【医療貸付事業】

※ 太字下線部分を拡充

区 分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
対象施設	介護老人保健施設・介護医療院	左記に加え、 病院（※1）、診療所、助産所、医療従事者養成施設及び指定訪問看護事業
貸付利率	貸付利率（※2） + 0.3%又は+ 0.5%（※3）	基準金利 + 0.3%又は+ 0.5%（※3） （据置期間中無利子）（※4）
無担保貸付	3,000万円	同左

（※1）1品の価格が5,000万円以上のものに限る。

（※2）基準金利+政策金利（+0.8%）

（※3）一定の利率を上乗せすることにより無担保限度額の引き上げの優遇を行う。

（貸付金額が500万円超2,000万円未満は0.3%、2,000万円以上3,000万円以下は0.5%）

（※4）据置期間中無利子は国庫補助等対象事業に限る。

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 福祉貸付事業

（３） 保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

「取扱期間」
令和6年度まで

保育関連施設等の整備については、待機児童の早期解消に加え、社会における女性活躍の取組推進による女性の就業率の上昇に対応するための保育の受け皿の更なる整備が必要とされていることから、保育関連施設等に係る優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を拡充

区 分	[現行の融資条件]	[新たな融資条件]
対象施設	保育所、小規模保育事業、幼保連携型認定こども園、認可を目指す認可外保育施設、放課後児童健全育成事業、企業主導型保育事業	同左
償還期間 (据置期間)	20年以内 (2年以内)	<u>30年以内</u> <u>(3年以内)</u>
貸付利率	基準金利同率 (据置期間中無利子)	同左
融資率	90%	<u>95%</u>

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 医療貸付事業

（４）複数医療機関の再編・統合に係る融資条件の優遇措置の創設

「取扱期間」
令和4年度まで

複数医療機関の再編・統合については、厚生労働大臣の再編計画の認定を受けた医療機関に対して、再編計画の実行に伴う資産等の取得に必要な費用を融資対象とし、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区分	[新たな融資条件]	(参考) 地域医療構想を推進するための優遇融資
対象施設	病院、有床診療所 <u>(厚生労働大臣が認定した再編計画に限る)</u>	病院、有床診療所 (都道府県知事の証明を受けたもの)
資金種類	増改築資金	同左
償還期間 (据置期間)	病院 30年以内(3年以内) 有床診療所 20年以内(1年以内)	同左
融資限度額	<u>所要額の95%</u>	同左
貸付利率	<u>基準金利</u> <u>(据置期間中無利子) (※1)</u>	基準金利 (当初5年は基準金利▲0.5%～▲0.1%) (※2)

(※1) 据置期間中無利子は地域医療介護総合確保基金対象事業に限る。

(※2) 当初5年の優遇は地域医療介護総合確保基金対象事業で減床を伴う場合に限る。

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

※ 太字下線部分を変更

区分	[新たな融資条件]	(参考) 地域医療構想を推進するための優遇融資
対象施設	病院、有床診療所 <u>(厚生労働大臣が認定した再編計画に限る)</u>	病院、有床診療所 (都道府県知事の証明を受けたもの)
資金種類	長期運転資金	同左
償還期間 (据置期間)	<u>10年以内（4年以内）</u> （※1）	同左
融資限度額	<u>病院 5億円（※1）</u> <u>有床診療所 3億円</u>	同左
無担保貸付	500万円まで (機構の経営診断を受けた場合は 1,000万円) (※2)	同左
貸付利率	<u>基準金利</u>	基準金利 + 0.3%

(※1) 廃止される病院の残債に対して融資する場合（必要な補助が交付される場合に限る）は、償還期間（据置期間）を15年以内（2年以内）、特に必要と認められる場合は20年以内（2年以内）とし、融資限度額を13.6億円とする。なお、協調融資（併せ貸しを含む）の利用を原則とする。

(※2) 償還期間5年以内に限る。

Ⅱ 貸付条件の改正（新規（拡充）事項）

◎ 医療貸付事業

（５）介護医療院に係る融資制度の追加措置及び融資条件の拡充

介護医療院については、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、地域包括ケアシステムの構築を推進するために必要な役割を担っていることから、貸付対象施設の拡充等を実施します。

※ 太字下線部分を拡充

融 資 制 度	[新たな融資条件]
経営安定化資金	対象施設に「 <u>介護医療院</u> 」を追加 (融資条件は病院・介護老人保健施設と同条件とする)
持分なし医療法人への移行に係る経営安定化資金	<u>同上</u>
感染症等に係る長期運転資金	<u>同上</u>
耐震化整備事業	<u>融資限度額を所要額の95%とする</u>

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

（1）新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇融資

◎ 福祉貸付事業

（2）日常生活支援住居施設の優遇融資

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

（1）新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇融資

福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しております。

優遇融資の詳細（Q&A、借入申込書、実施期間等）につきましては、HPをご覧ください。か、下記連絡先までお問い合わせください。

電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

【新型コロナウイルス対応支援資金専用HP・連絡先】

- ・ https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/
- ・ 福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862
- ・ 医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863



※ 既に福祉医療貸付の融資を受け、現在ご返済中のお客様を対象とし、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障がある場合は、元利金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

Ⅲ 貸付条件の改正（継続事項）

◎福祉貸付事業

（２）日常生活支援住居施設の優遇融資

生計困難者の受け皿としての機能を求められた無料低額宿泊施設については、社会福祉法改正に伴い法令上の規制を強化するとともに、利用者の日常生活上の支援を提供するため生活保護法を改正し「日常生活支援住居施設」が創設されたことから、当該施設に対する融資を令和2年度から開始しております。

令和4年度以降においても、引き続き融資を実施します。

※ **太字下線部分を変更**

区分	[融資条件]	(参考) 無料低額宿泊施設に対する融資条件
貸付の相手方	社会福祉法人、日本赤十字社、医療法人 一般社団・財団法人、NPO法人	社会福祉法人、日本赤十字社
貸付利率	基準金利	基準金利
融資率	75%	75%
償還期間 (据置期間)	20年以内 (2年以内)	20年以内 (2年以内)
取扱期間	<u>恒久化</u>	—

IV 貸付制度の見直し

◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

- (1) 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る災害復旧資金の廃止
- (2) 平成30年8月20日から9月5日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害に係る災害復旧資金の廃止

◎ 福祉貸付事業

- (3) アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置の廃止

お問い合わせ先



◎ 個別の融資に関するお問い合わせ

区 分	施設の開設地	担当部署	電話番号
福祉貸付事業 (※)	東日本	福祉医療貸付部 福祉審査課	03-3438-9298
	西日本	大阪支店 福祉審査課	06-6252-0216
医療貸付事業	東日本	福祉医療貸付部 医療審査課	03-3438-9937
	西日本	大阪支店 医療審査課	06-6252-0219

【施設の開設地】 (東日本) 石川県、岐阜県、三重県より東の地域

(西日本) 福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域 (医療貸付事業は沖縄県を除きます。)

(※) NPO法人のお客さまは施設の開設地区分に関わらず、NPOリソースセンターNPO支援課 (TEL03-3438-4756) にお問い合わせください。

◎ 融資の制度に関するお問い合わせ

区 分	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	福祉医療貸付部 事業統括課	03-3438-9282
医療貸付事業		